

さあ、はじめよう

「I LOVE 憲法！」

あなたのメッセージ、あなたの
一歩が憲法を守ります

5つの柱

1 「I LOVE 憲法」10万人 メッセージ運動を成功させよう

日本国憲法をまず、読んでみよう。「そうだ！」「これだ！」と思ったら、それをメッセージカードに書いて、全教に送みましょう。メッセージカードと「I LOVE 憲法チラシ」は、全教のHPに載っています。

2 憲法署名を圧倒的多数に広げよう (組合員一人10筆を基本に)

職場の人に、まず声をかけてみましょう。「教え子を再び戦場に送らない」、この願いは、すべての教職員の願いです。そして、保護者の皆さん、近所の皆さん、保育所の友達、いろんな人に声をかけてみましょう。声をかければ、共感が広がります。

3 「憲法1000回学習運動」を すすめよう

自民党憲法草案をみんなで読み合うと、怒りが沸騰して、「戦争する国にしてはならない」が、みんなの決意になります。「勤労者通信大学『憲法コース』」を受講しましょう。

4 地域に足をふみだそう (学習会、宣伝行動、懇談など)

学習会で学んだら、あなたが講師。地域の学習会に、「出前講師」「おしかけ講師」として、どんどん出かけましょう。足を踏み出せば、共同が広がります。

5 職場で地域で 「9条の会」を広げよう

組合の違いを超えて、立場の違いを超えて、「9条守れ」の一点でつながれるのが、「9条の会」です。気軽に始めてみましょう。たった20分間の「昼休み9条の会」でも、元気100倍になります。



とりくみの節について

現在～3月下旬

「さあスタート！」しっかり 学び、意思統一する月間

- ①「全教・教組共闘討議資料」をもとに執行部で学習。
- ②5つの柱(「I LOVE 憲法」・署名・学習会・宣伝行動・9条の会)の目標ととりくみ計画をたてる。
- ③「I LOVE 憲法」メッセージを3月末までに全教へ送る。
・憲法署名と宣伝行動グッズ(のぼり・横断幕)を各県組織へ送付します。

3月下旬～5月中旬

学校に「憲法守ろう」の 風を吹かせる月間

- ①憲法チラシを配布し、職場に風を吹かそう。
- ②憲法署名を目標の半分めざしとりくむ。すべての教職員に署名を訴えよう。
- ③「憲法1000回学習運動」をすすめる。
- ④「職場9条の会」「学校9条の会」「子育て9条の会」「地域9条の会」などの再開。とにかく1回あつまろう。
- ⑤新採者に憲法グッズをプレゼントする。
- ⑥日高教「高校生1万人憲法意識調査」を活用してとりくみをすすめる。
・「I LOVE 憲法」メッセージ集作成
・憲法グッズを各県組織へ送付します。
・「高校生1万人憲法意識調査」シンポジウム(5月11日予定)

5月中旬～参院選

職場を基礎に、地域へ 足をふみだす月間

- ①憲法署名を保護者や地域へどんどん広げよう。団地作戦、駅頭宣伝も計画しよう。
- ②「I LOVE 憲法」メッセージ集をもって、PTAや地域団体と懇談。
- ③「全教・教組共闘憲法グッズコンクール」に応募しよう。

参院選～9月

参議院選挙 7月

- ①それぞれの課題の目標達成に向け、運動をさらに広げる。
- ②参議院選挙の結果や運動の到達点をふまえ、2013年度後半期へのとりくみの意思統一をすすめる。

改憲を許さず、 憲法を守りいかに運動を広げよう

今こそ、

全教・教組共闘討議資料

「改憲」派のねらい、「自民党・日本国憲法改正草案」の危険性、私たちのとりくみ方針をまとめました。このリーフを読み、学び、とりくみを始めましょう。

「憲法が危ない」？！

安倍首相は、「任期中に憲法改正をめざす」と発言し、改憲派や日本会議のメンバーを集めて組閣をおこないました。維新の会代表の石原氏は「憲法破棄論」まで持ち出して、「自主憲法制定」を主張しています。総選挙の結果、このような改憲派が衆議院の3分の2を超えました(自民294、維新54、みんな18)。「憲法が危ない」状況が作りだされています。自民党の公約のもう一つの柱が「教育再生」であることも重要です。「戦争する国」のための「人づくり」をゆるしてはなりません。

国民の多くは「9条守れ」

しかし、国会の多数は、小選挙区制やマスコミのミスリードによる「虚構の多数」です。国民の多数は、国防軍への改憲を支持せず、不安を募らせています。「9条を変えない」が国民多数の意思です。(9条「改正」反対52%、賛成36%「毎日新聞」2012年12月28日付)

学習を力に「改憲」をストップさせよう

改憲派の暴走をストップさせる圧倒的な国民世論を急いで作りましょう。憲法を学び、憲法の価値を語り広げましょう。そして、被災地の復興・復興、国民生活、教育と学校、アジアと世界の平和など、様々な場面に憲法をいかにすることを求めてとりくみをすすめてみましょう。

「改憲」派の危険なシナリオ【A】

「集団的自衛権の行使」を認める？！

「集団的自衛権の行使」にむけた解釈改憲や、「国家安全保障基本法」をつくる「立法改憲」がねらわれています。すでに、軍事費増大化、武器輸出3原則の見直しなどの動きがあります。「集団的自衛権の行使」とは、日本が攻撃されなくても、日本が軍事同盟を結んでいるアメリカが戦争を起こせば、自衛隊と一緒に武力行使することです。「日本を守る」とは関係ありません。

「改憲」派の危険なシナリオ【B】

96条を変えて、 憲法を変えやすくする？！

自民党・維新の会・みんなの党は、憲法第96条の憲法改定発議要件「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」を「総議員の過半数の賛成で国会が議決し…(自民党草案)」と変え、それを突破口に改憲に突き進もうとしています。では、なぜ憲法第96条は「高いハードル」を定めているのでしょうか？ 好戦的な政治家や人権を理解しない政治家が、一時的な多数を背景に危険な方向に日本を向かわせることがないようにするためです。

「改憲」派の危険なシナリオ【最大のねらい】

9条を変えて、「戦争する国」に？！

【現行日本国憲法】

第二章 戦争の放棄

【第9条】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【自民党・日本国憲法改正草案】

第二章 安全保障

【第9条】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
②前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
9条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。(略)